

法人名 医療法人 翠清会
 所在地 広島市中区東千田町1丁目1番23号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和4年3月31日現在)

1. 資 産 額 4,722,429 千円
 2. 負 債 額 2,886,216 千円
 3. 純 資 産 額 1,836,213 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,359,965
B 固 定 資 産	3,362,464
C 資 産 合 計 (A+B)	4,722,429
D 負 債 合 計	2,886,216
E 純 資 産 (C-D)	1,836,213

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有(部分的に賃借)
 建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有(部分的に賃借)

法人名 医療法人 翠清会
所在地 広島県広島市中区東千田町1丁目1番23号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 4年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	1,359,965	I 流動負債	237,202
現金及び預金	759,580	買掛金	36,811
事業未収金	536,188	短期借入金	-
有価証券	-	未払金	51,933
たな卸資産	38,761	未払費用	126,990
前渡金	9,026	未払法人税等	1,076
前払費用	9,418	未払消費税等	1,468
その他の流動資産	6,992	預り金	18,807
II 固定資産	3,362,464	その他の流動負債	117
1 有形固定資産	2,476,715	II 固定負債	2,597,264
建物	2,144,065	長期借入金	2,589,264
構築物	22,266	受入保証金	8,000
その他の器械備品	200,944	その他の固定負債	0
車両及び船舶	24,454	III 引当金	51,750
土地	36,066	賞与引当金	51,750
建設仮勘定	45,030		
その他の有形固定資産	3,890	負債合計	2,886,216
2 無形固定資産	36,847		
借地権	-	純資産の部	
ソフトウェア	36,771	科 目	金 額
その他の無形固定資産	76	I 積立金	
3 その他の資産	848,902	設立等積立金	942,750
有価証券	7,300	繰越利益剰余金	893,463
敷金	9,139		
保険積立金	300,959	純資産合計	1,836,213
長期未収入金	50,000		
役員等長期貸付金	-	負債・純資産合計	4,722,429
長期前払費用	1,484		
保証金	480,020		
その他の固定資産	0		
資産合計	4,722,429		

- (注) 1 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
- 2 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
- 3 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 翠清会
 所在地 広島市中区東千田町1丁目1番23号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

損 益 計 算 書
 (自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		3,340,588
2 事業費用		
(1)事業費	3,214,947	
(2)本部費		3,214,947
本来業務事業利益		125,642
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		89,036
2 事業費用		88,902
附帯業務事業利益		134
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		-
2 事業費用		-
収益業務事業利益		-
事業利益		125,775
II 事業外収益		
受取利息	37	
その他の事業外収益	77,403	77,440
III 事業外費用		
支払利息	3,268	
その他の事業外費用	2,290	5,558
経常利益		197,657
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益	0	0
V 特別損失		
固定資産除却損	73	
その他の特別損失		73
税引前当期純利益		197,584
法人税・住民税及び事業税	0	1,076
法人税等調整額	-	0
当期純利益		196,508

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

※医療法人整理番号

法人名 医療法人 翠清会
所在地 広島市中区東千田町1丁目1番23号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

該当する取引はありません。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

該当する取引はありません。

監事監査報告書

医療法人 翠清会

理事長 若林 伸一 殿

私は、医療法人 翠清会の令和3会計年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 4 年 5 月 27 日

医療法人 翠清会

監事

